

広報

おやまざき

6

2018(平成30)年

みんなおいでよ!

ゆめほっぺ

今月の主な内容

- 地域で子育て
ファミリー・サポート・センター P2
- 子育てするなら大山崎町 P4
- ホストタウン事業をきっかけとした
自治体国際交流がスタートします! P7
- 町政51年目 新たな歴史の創造に向けて P8
- 大山崎天下取り決戦祭り P12

vol.605

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

保健センター2階にある、子育て支援センター「ゆめほっぺ」では、就学前の子どもと保護者が集い、楽しいひと時を過ごしています。その他、町では様々な子育て支援を行っています。(関連記事4ページ)

「ちょっとお願い!」
「まかせとき!」

地域で子育て ファミリーサポートセンター

問=福祉課児童福祉係 ☎956-2101 (内181・184)



提供会員 川上 暁子さん

子どもが大好きで、地域のためにボランティアなど何かできないかな、と探していたときに、町がファミサポを開始すると話を聞き、提供会員に登録しました。保育士のパートで働いていますが、空いた時間に依頼を受け、子どもを迎えにいたり、家で預かったりしています。また、ファミサポの縁でつながったお母さんの子育ての悩みを聞いたり、アドバイスしたりしています。

依頼を受け、平林さんの娘さんを迎えに行き、自宅に預かりましたが、楽しそうに過ごしていました。「自分が親なら」と、依頼する親の立場になって、不安を払拭できるような対応を心がけています。

提供会員には、保育士や看護師の資格を持つ方もいれば、孫の子守りまで終えたベテランの方もいらっしゃいます。様々な方が、自分のできる範囲で活動していますよ。自分も子どもが小さい頃はいっぱい遊びました。その経験があるから、子育て中のお母さんにはぜひファミサポの制度を利用して、がんばりすぎないようにしてほしいなと思います。

Interview

ファミリーサポートセンター利用者の声

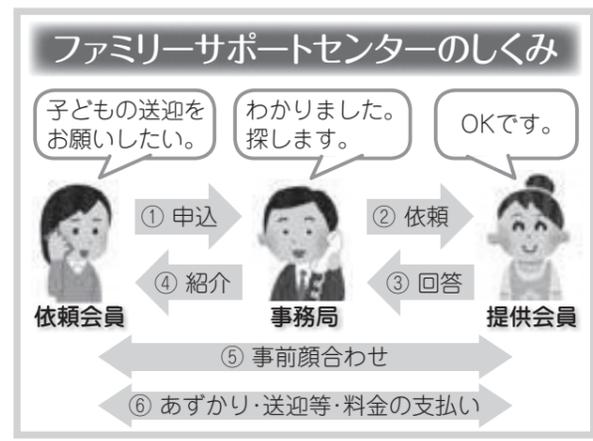
提供会員、依頼会員としてつながった2人に、ファミサポに関する話を聞きました。



依頼会員 平林 智子さん

小学生と保育所に通う子どもの、二児の母です。私が体調を崩したときに、初めてファミサポを利用しました。この制度については知人から聞いていて知っていました。が、自分の大切な子どもを人に預けるのは、最初は心配でした。でも、川上さんのような信頼のおける方で安心でした。数週間、保育所への送迎をお願いしました。娘は川上さんにとっても懐いていて、喜んで駆け寄ります。送迎の1時間が浮くだけで、全然違います。本当に助かりますね。

この制度を利用するとき、例えば送迎をお願いし、私以外の人が子どもを迎えにきたときに、「どうしたんだろう?」「何でお母さんじゃないのかな?」と、疑問の目が向けられるのではないかと心配してました。もっとファミサポに対する認知が広がり、「今日はファミサポを利用しているんだな」「リフレッシュしてるのかな」と、人目をばからず利用できるいいなと思います。ファミサポはちょっとしたときにとでも頼りになります。私も子育てがひと段落したら、恩返しに提供会員として活動してみたいな、と考えています。



「週一回残業で、保育所のお迎えの時間に間に合わない!」「美容院へ行くたいけれど、子どもから目が離せず外出できない!」

「退職して時間ができたため、人のためになる何かを始めたい!」

そんな方に利用していただきたいのが「ファミリーサポートセンター」。

あなたの生活が少し楽に、少し豊かになりますよ。

ファミリーサポートセンターって?

ファミリーサポートセンター(ファミサポ)は、子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助をしたい方(提供会員)をつなぐ役割を果たしています。

どんなことを依頼できるの?

① 保育施設等の保育開始前や終了後、小学校の放課後や放課後児童クラブ

地域で子育てしませんか? あなたの力が必要です 会員募集中!

提供会員
対象=町内に居住し、心身ともに健康で、積極的に援助活動ができる20歳以上の方。また、自宅で子どもを預かることができる方
町主催の講習会を受講すると、提供会員に!
講習会の日程は調整しますので、いつでもお申し込みください。

依頼会員
対象=町内に居住する生後6ヶ月~小学校6年生までの子どもの保護者の方
問・申込先=福祉課児童福祉係 ☎956-2101 (内181・184)

提供会員になると、少し空いた時間に、かわいい子どもを預かるなど、子育てのことで困っている人を助けることができます。気軽に始められて、やりがいを感じられますので、ぜひ登録してみてください。

また、依頼会員はファミリーサポートセンターを通すことで、気兼ねなくお願いすることができます。事前に顔合わせもあり、お互いに安心です。

「地域で子育て」の仕組みを構築したこの事業。依頼会員と提供会員の両方が町民のため、距離が近いことには間違いありませんが、事務局を挟むことで、近すぎない使い勝手の良さがあります。

子育ては一人ではできません。地域みんな子どもたちの成長を見守り、育てていきましょう。

利用方法

依頼会員がファミリーサポートセンター事務局へ子どもに関する依頼を依頼すると、事務局は提供会員に連絡します。その後、事前に両者の顔合わせを行った上で、予定日に支援を受けた依頼会員は、提供会員へ利用料金を支払います。

※事前顔合わせができていない依頼会員・提供会員間で、2回目以降利用される場合は、事前顔合わせは省略できます。

利用料金

1 平日午前7時~午後7時
1時間700円

2 平日以外(早朝・夜間・土日祝など)
1時間800円

※病院代やおやつ代、送迎にかかる交通費などは実費で依頼会員が負担してください。

登録方法

依頼会員、提供会員ともに事務局へ「入会申込兼登録書」を提出し、登録してください。

の終了後の子どもの預かり
② 保育施設等までの送迎
③ 買い物など、外出の際の子どもの預かり
④ その他、センターが認める依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

※原則として、援助活動は提供会員の家庭、またはセンターが認めた公共施設において行います

※宿泊を伴う援助活動は行うことができません

子育てするなら大山崎町

京都府で一番面積の小さい町、大山崎町。コンパクトなまちだからこそ、隅々まで目の行き届く、きめ細やかな子育てのサポート体制が整っています。

問＝福祉課児童福祉係 ☎956-2101 (内181・184)



○妊娠したら

- ・母子健康手帳の交付
 - ・マタニティ教室
- 正しい知識を身につけながら、楽しいマタニティライフを送りませんか。子育ての強い味方となる身近な友人もできます。



▲マタニティ教室で子どもの沐浴をお勉強

○赤ちゃんが生まれたら

- ・保健師の赤ちゃん訪問
 - ・各種健診
 - ・予防接種
 - ・離乳教室 など各種教室
- 町の各地区を担当する保健師がおり、保護者のお宅を訪問して保健指導を行います。お子さんのこと、ご自身のこと、何でも気軽に相談してください。

○保育所・小規模保育施設・幼稚園

- ・保育所・小規模保育施設
- 入所（園）を希望される場合は、役場（福祉課児童福祉係）へ手続きが必要になります。

施設名	対象児童	利用時間
町立大山崎町保育所	生後6ヶ月～小学校就学前	7:00～19:00 ※18:00～19:00は延長保育
町立第2保育所（※）	生後6ヶ月～小学校就学前	
町立第3保育所	生後6ヶ月～小学校就学前	
京都がくえん保育園（小規模保育施設）	1歳児～2歳児	7:30～18:30
ひかり保育園大山崎町（小規模保育施設）	生後6ヶ月～2歳児	7:00～19:00 ※18:00～19:00は延長保育

※町では、現在町立第2保育所の民営化を進めており、平成31年4月から新たに民間保育所が開所される予定です。平成30年度に限り、町立第2保育所へ新規入所することはできませんが、0歳児クラスに入所された児童は平成31年度以降他の施設へ転園していただくこととなります

- ・認可外保育施設利用助成事業
- 保育を行う必要がある児童で認可外保育施設（都道府県に届け出ている施設に限る）を利用している場合



▲小規模保育施設

は、保育料の一部を助成しています。
対象＝生後57日以後～3歳児（施設利用する児童が満3歳に達する年度内まで）
助成＝保護者の町民税額に応じて月額10,000円～15,000円を助成

- ・幼稚園
- 入園を希望される場合は、直接施設へお問い合わせください。

施設名・TEL	対象児童	開設時間
京都がくえん幼稚園 ☎957-3003	満3歳～小学校就学前 ※2歳児は子育て支援事業として実施	9:00～13:50 ※午前保育がある日もあります。その他預かり保育（7:30～18:30）もあります

○小学生になっても

- ・放課後児童クラブ
- 小学生の居場所づくりと家庭に代わる生活の場を提供しています。
対象＝小学校・支援学校に在籍する町内在住の1～4年生（支援を要する児童で、クラブに在籍実績がある場合6年生まで）のうち、保護者が共働き等の事情により保護育成を受けられない状態にある児童

クラブ名	校区	開設時間
なかよしクラブ	大山崎小学校	平日：放課後～18:00 土曜日：8:30～18:00
ともだちクラブ		長期休暇等学校休業日：8:30～17:30
でっかいクラブ	第二大山崎小学校	8:30～17:30



▲放課後児童クラブのみんなでドッジボール

○大山崎町で子育て中のママたちの声

このまちで子育てに奮闘するママたちに、話を聞きました。

2年半ほど前に引っ越してきました。自然や公園が多く、色々な人に声をかけてもらえるアットホームなまちですね。これから、保育所の園庭解放やプールに参加しようかな。



野口 敦子さん・風歌ちゃん

ゆめほっぺは週1～2回利用しています。娘は本が好きなので、図書室の本の読み聞かせに、もう少し大きくなったら行きたいです。町では困っていると道行く人が助けてくれます。やさしいまちですね。



吉川 美幸さん・友紀乃ちゃん

町内の子育てサークルやゆめほっぺなどを利用していません。保健師の方と距離が近く、よく相談に乗ってもらっています。小さなまち、大山崎町ならではのですね。



田邊 真希さん・一華ちゃん

○子育て支援センター「ゆめほっぺ」

小学校就学前の児童と子育てする保護者の気軽に集える場所で、皆さんの“楽しい子育て”を応援しています。マタニティさんどうぞ。
対象＝0歳児～小学校就学前の児童
ところ＝大山崎町保健センター2階
利用時間＝☎～☎9:30～15:30（不定休あり）



ゆめほっぺはたくさんの方に利用いただいて、今は赤ちゃんが増えてきています。春はお花見の「おさんぽほっぺ」で、約60人が参加してくれました。また、夏はプールであそんでもらうなど、季節ごとに楽しんでもらえるようイベントを催しています。秋には大山崎中学校の子どもたちとの交流もあります。マタニティの方も大歓迎！手作りおんぶひもの作成も好評です。アットホームな雰囲気でお母さん子どもとも楽しんでいただけますので、気軽にお越しください。お待ちしております。

子育て支援センター ゆめほっぺ
大槻 優子センター長



ホストタウン事業をきっかけとした自治体国際交流がスタートします!



ホストタウンの認定を受けた大山崎町は、「スイスフェア」の開催や、在日スイス大使館との交流に続いて、自治体間の国際交流を進めています。お相手の自治体は有名なレマン湖のほとり、スイス連邦ヴォー州にあるモルジュ市です。問=生涯学習課 ホストタウン事業推進プロジェクトチーム ☎956-2101 (内220)



市庁舎前で山本町長を迎えるヴァンサン・ジャック市長
▲中世の古城が残る市街地



モルジュ市とは

スイス西部に位置し、ジュネーブから約50キロ、電車で約30分の距離。中世の街並みが残る旧市街を中心に人口約1万5千人、面積約3.8平方キロメートルという大山崎町とたいへん似通った自治体規模です。スイスアルプスの名峰モンブランを望む美しいレマン湖に面しています。

大山崎町がなぜモルジュ市と?

大山崎町とスイスとの関わりのひとつが、現在、アサヒビール大山崎山荘美術館となっている大山崎山荘の本館・山荘と庭園を創設された故・加賀正太郎氏。同氏は、スイスの名峰・ユングフラウに日本人として初めて登頂した登山家として知られ、また同氏のご子孫が現在スイスに在住され、本町とのつながりを持っていることから、本町ホストタウン事業の相手国として計画の認定を受けています。

そして前述のように、スイスの中でも、モルジュ市は、面積や人口の規模が類似していることで、自治体交流が持ちやすいお相手です。

さらに、ホストタウン事業の要素のひとつであるフェンシング競技に関しては、大山崎町と同じように地域のフェンシングクラブがあり、スイスの国全体の中では珍しく、当町

で活動する京都フューチャーフェンシングクラブと同じ種目である「フルール」に取り組む共通性があることなどがモルジュ市と交流を進める理由です。

モルジュ市長へあてた親書を送付

大山崎町の町民の皆さんをはじめ、小中学生の国際交流体験をぜひ実現させたいという山本町長の願いを託し、今年2月にモルジュ市のヴァンサン・ジャック市長あてに交流を希望する町長の親書を送付。

間もなく、在ジュネーブ日本領事事務所を通じてジャック市長本人からの連絡が届きました。

町長の来訪にあわせて、自治体や市民交流を実現するための首長協議を持ちたいという内容でした。

両首長による協議

こうして開催されることになった第1回首長協議は、4月13日~14日の2日間、モルジュ市庁舎で行われました。

公式協議に先立ち、両首長はモルジュ市市庁舎前で初対面。訪問団をジャック市長が市庁舎前で出迎え。市庁舎には、日本国旗が高く掲げられていました。

まず、市庁舎内執行役員会議室でモルジュ市の市政概要についてジャック市長から説明。

加えて、大山崎町がモルジュ市を候補地に選んだ理由や、言語や文化が異なることが障壁とはならないだろうかとの質問がありました。

山本町長からは、異なる文化を紹介しあうことによって国際交流を一般市民が楽しむことができること。同じ外国語としての国際語である英語を学ぶ共通性から、子どもたちにも異文化交流を実体験として持たせたいこと。スイスは美しい自然が豊かで、安全な国なので、子どもたちに安心してホームステイなどの異文化体験を行わせることができること。などをお話しました。

こうして開催された今回の協議をうけて、両首長が今後の交流を見据えた協議、情報交換を行うことを基本的に合意し、交流形態を「姉妹都市」だけにこだわらず、「友好都市」などの形態も含めた形でスタートさせたいことや、形式的な行政間の国際交流ではなく、民間レベルでの交流として市民や子どもたちが主体となった交流とすること、モルジュ市観光協会が大山崎町との交流にたいへん興味を持たれていること、ジャック市長の大山崎町への訪問時期などの検討について意見交換が行われました。

今後も、町民の皆さんと一緒に、モルジュ市との交流を深めていきたいと考えています。

○子どもをあずけたい…お困りのときには

仕事で家を空けないといけない!

子どもが病気に!でも迎えにいけない…!

出産で、就労で、リフレッシュで!

子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)

保護者が仕事や病気などの理由で子どもを養育できない場合に、町が委託する施設で一時的に養育します。

<ショートステイ事業>

保護者が病気などの理由で養育できない場合に、施設で宿泊しながら養育します。

<トワイライトステイ事業>

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在になる場合に、施設で養育します。対象=0歳~高校3年生までの児童

ところ=大阪水上隣保館(島本町)、桃山学園(京都市)
料金=世帯や利用する児童の年齢により異なります

病児・病後児保育事業

児童が病気やけがで保育所や小学校などに通えない期間で、保護者が家庭で保育できない場合に、専門の保育室で保育を行います。

※事前に登録が必要です
対象=生後6ヶ月~小学校6年生までの児童

ところ=ひかり保育園大山崎町病児保育室

利用時間=☎~☎8:00~18:00
料金=2,000円/日 食事代(昼食・おやつ):600円/日 おむつ代:50円/枚、タクシー費用や医療機関の受診に係る費用(必要な場合)

送迎サービスも!

保育園などの登園中の急な発熱などに、保護者の依頼により代わりに迎えに行き、医療機関を受診した後に、保育を行います。

一時保育事業

保護者の都合で、一時的または緊急に保育が必要となる場合に利用できます。

・非定型的保育サービス[週3日間を限度]

保護者の短時間就労、職業訓練、就学など

・緊急保育サービス[継続25日間を限度]

保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など

・私的理由による保育サービス[月2日間を限度]

保護者のリフレッシュなど

対象=満1歳~小学校就学前の児童
ところ=大山崎町立大山崎町保育所

利用時間=(平日)8:30~16:00
(土曜日)8:30~12:00
料金=3歳児未満:300円/時間 3歳以上:200円/時間(給食は300円/食)

○子どもの病気やけがを支えます

・子育て支援医療費助成制度

0歳児~中学生までの児童を対象に医療費の助成をしています。



※助成の対象は保険診療分になります

※1 入院外とは、通院・歯科・調剤など入院以外のものをいいます。

※2 さくら色は大山崎町独自の制度です(白色は京都府共通の制度です)。

※3 中学生の入院外の助成に受給者証はありません。すべて現金償還(役場での手続が必要)となります。

※4 医療機関ごとではなく、受給者(対象児童)が1ヶ月間にかかった医療費の合計に対する助成です。

区分	対象年齢	受給者証	助成内容
入院	0歳から中学校卒業まで	白色	1ヶ月1医療機関200円の自己負担
入院外(※1)	0歳から3歳(誕生月月末)まで	白色	1ヶ月1医療機関200円の自己負担
	3歳(誕生月翌月)から小学校卒業まで	さくら色(※2)	
	中学校入学から中学校卒業まで	なし(※3)	1ヶ月合計3,000円の自己負担(※4)

○なんでも相談してください

子育てには不安がつきもの。妊娠期から切れ目なく保護者とその子どものサポートを行っています。相談日を設けているほか、随時ペタランの保育士や保健師がお話をうかがいます。気軽にご相談ください。

・からだところの健康相談・栄養相談

とき=6月1日☎、27日☎10:00~11:30 ところ=保健センター
※月2回開催。この日以外も随時受け付けています。

・子育て相談

とき=毎週☎9:00~16:00
ところ=各保育所(電話でもかまいません)

子育てのSOSはお早めに!

○「189」にお電話を

「子育てが辛くて子どもにあたってしまう」「子育てに悩んでいる人がいる」「もしかして虐待?」と思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル「189」に電話をかけてください。最寄の児童相談所につながります。匿名での相談も可能です。一人で抱え込まず、早めに相談してください。

町政51年目 新たな歴史の創造に向けて

～心ひとつに、コンパクトさを活かしたまちづくり～

問＝政策総務課財政係・企画観光係（内341）



(上)平成29年開催の懇談会
(左)平成30年5月開催の懇談会

本町は昨年町政50周年の大きな節目を向かえ、本年は60年、70年、100年に向けた新たなスタート地点と位置づけています。

先月号では、この間の町の取組みと平成30年度予算の概要についてお知らせしましたが、今回は、「まちのこと」をよく知る有識者として、総合計画審議会会長など約10年に渡り町政運営に関わっておられる龍谷大学政策学部の深尾昌峰教授に大山崎町の印象をはじめ、今後のまちづくりや自治のあり方について幅広くうかがいました。



龍谷大学政策学部 深尾昌峰 教授

<深尾昌峰教授のプロフィール>

- 主な公職等
(公財)京都地域創造基金 理事長、(一財)全国コミュニティ財団協会 会長
内閣府経済財政諮問会議政策コメンテーター など
- 町との関わり
管理職員対象の協働研修講師 (H21)、事務事業外部評価コーディネーター (H23)
大山崎町子育て支援推進協議会会長 (H24)、総合計画審議会会長 (H27)
地域創生有識者会議座長 (H27)

大山崎町の印象

町は交通の要衝であることに加え、ローカルプライド・シビックプライドを持ってもらえる方が多いという印象です。天王山を筆頭に様々な環境について誇りをお持ちの方が多くという点で、一般的なベッドタウンとは異なる厚みがあると感じています。また、町のサイズがコンパクトであることも大きな特徴であり、強みですね。

町政運営の道しるべ

平成27年に総合計画の策定に関わらせていただきましたが、多くの自治体では総花的で「こんな施策をやります」というスタイルの計画であるのに対し、大山崎町では「めざすべきまちの姿・町民の姿」を設定したアウトカムベースの計画として策定したことに特徴があります。

そうした「なりたいまちの姿」を共有し、どういう成果を生み出すのかという議論を積み重ねてきた中で、まちづくりを進める中で「何のためにそれをするのか」という確認に戻れる場所が設定されています。

総合計画はともすれば策定そのものが目的化しがちですが、これを活

かしてどういうまちづくりをするかという道筋ができたことは画期的だと思っています。

なお、時としてこうした長期ビジョンと公約の関係が問題となる場合がありますが、一般的に公約は政治家自身の公約であり、町としてのプライオリティ（優先順位）は必ずしも一致しない場合があります。公約の実現を追求するのも勇気ある撤退をするのも、政治家としては無責任の立場とは違い、政治生命をかけたがら全体の最適解を求めるのが首長としての責任ではないでしょうか。

いずれにしても、なぜそういう決断をしなければならぬのか、ネガティブな情報を含めシェア（共有）していくことが重要です。日本の社会は情報のシェアの仕方はうまくないですが、大山崎町ではアカウンタビリティ（説明責任）を果たそうという姿勢は見えるようになってきています。ただし、それが本当に届いているか、が重要です。

まちづくりの主体・自治のあり方

今回の総合計画は行政のための計画ではなく、「なりたいまちの姿」

を描いたものであり、自治体だけがまちづくりの主体ではなく、多様な立場から自分たちで出来ることで貢献していく、皆で住みやすい、安心して住めるまちをつくるっていくことが必要です。

「自治」とは誰かがやってくれるものではなく、町民も含めた「総力戦」であり、総合力が問われています。

行政としては、パートナーシップという基盤をどう構築していくかが重要です。大山崎町を見てみると、まちづくり懇談会として、町長が地域の皆さんや各種団体と懇談されていますが、これらを「やりきる」とは相当なエネルギーが必要でチャレンジングなことだと思います。そこには、ともすれば軋轢もあると思います。が、町民の中に飛び込んでいく役像が形成されるなど、基盤の構築は徐々に進んできていると感じています。それでも、まだまだ出来ることはありますし、情報や価値を共有することは重要です。

「まちの自治」として現場は市町村ですが、使えるリソース（資源や財源）を使うことは基本であり、その意味からも国や府と良好なパートナーシップを構築することは極めて重要です。現在の大山崎町は人事交

次の50年に向けて

人口減少社会の中で、町のような小規模自治体は財政基盤だけで見ると厳しいですが、合併団体からすると、うらやましく見えるのではないのでしょうか。ある合併団体では、地域担当職員制度といって、旧役場ごとに職員がボランティアとして配置される制度が設けられています。そういう制度を作らないと自治が保てないほど、分断され困っているともいえます。地域性が異なる団体の合併により、合併から10年経過しても苦労され、わざわざ対話の仕組みを作らないといけない状況におかれています。合併で都市基盤は強くなる一方で、そういうところでコストがかかっています。

大山崎町では、コンパクトさをはじめとする町の強みを活用する方針ですが、今のコンパクトさを最大限

に生かしたまちづくりは大賛成です。無いものを見るより、あるものを発見する眼差しを生かせば、小さい町ほどポテンシャルが大きいのです。コンパクトさを逆手にとった戦略をきちんと作り、良さを自覚する必要があります。当たり前ですが、リソースとして見えにくいですが、リソースとして分析すべきではないでしょうか。目の届きやすさ、距離感を逆に力に変えるという発想がないと厳しいと思います。合併団体のように足場をなくしている自治体も多い中で、今のポテンシャルを真摯に見るべきではないでしょうか。

そのうえで、町自体がギリ貧乏にならないように、「総力戦」でまちづくりに当てる必要があります。官・民という区分もなく、皆が当事者として、できることを考えていくような進め方・対話のあり方の中で、いろいろな情報をベースとして議論していくことが必要です。「官」だから安心という時代ではありません。多くの自治体では、制度に合わせ、したたかに「業態転換」がなされていきます。行政としても価値観をあわせていく必要があります。

ポーズではなく、本気で応援団を増やす取組みを期待しています。

国民健康保険の税額を

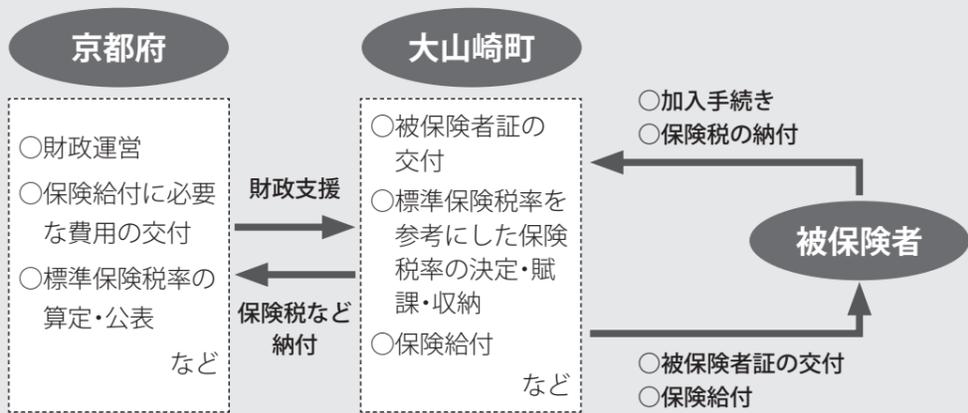
6月中旬にお知らせします

問・相談 健康課保険医療係（内111）

1 平成30年度からの国民健康保険のしくみ

国民健康保険（国保）は、これまで町が保険者となって運営していましたが、平成30年度からは、財政を安定させ、事業を効率よく進めていくため、府が町とともに保険者となって、財政運営の中心的な役割を担います。

なお、国保の加入・脱退や給付等のお手続きなどは、これまでと変わらず大山崎町の窓口で行います。



2 国保税の計算方法

世帯ごとの収入や加入者数により、世帯単位で年税額を計算します。年の途中で加入・脱退や所得の変更があった場合は、年税額を月割で再計算します。

課税区分	① 所得割	② 均等割	③ 平等割	限度額 ①+②+③ (超過分切り捨て)
	(加入者の前年中所得金額)	(加入者1人あたり定額)	(加入1世帯あたり定額)	
医療分	7.02%	23,600円	16,300円	58万円
介護分 (40～64歳)	2.27%	9,300円	4,600円	16万円
支援金分	2.43%	8,000円	5,500円	19万円

3 納付義務者は世帯主

国保税は世帯単位で計算し、世帯主の方にお知らせします。世帯主が国保に加入していない場合、世帯に国保加入者がいる場合、納付義務者は世帯主となります。

4 納め方は2種類

(1) 年金天引き（特別徴収）

世帯主と国保加入者全員が65歳～74歳の世帯の場合、年6回の年金支給時に世帯主の年金から天引します。

ただし、次の場合は例外的に「口座振替又は納付書払い」に変更になります。

- ① 基礎年金額が18万円未満の場合や国保税額と介護保険料を合わせた額が基礎年金額の1/2を超える場合
- ② 年度途中で65歳未満の方が国保に加入した場合や所得変更などで国保税額が変更となる場合

(2) 口座振替又は納付書払い

(普通徴収)

6月～翌3月までの10回に分けて納付します。

納め忘れを防ぎ、金融機関などへ出向く手間を省ける口座振替がおススメです。

口座振替は、通帳と銀行印をお持ちのうえ、各金融機関で手続きしてください。

国保税の滞納などが無い方で「年金天引き」から「口座振替」に変更を希望する場合は申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

また特別徴収と普通徴収、両方の徴収がある方は、その合計額が年間の国保税額となります。

【口座振替取扱金融機関】

- 京都銀行、京都中央農業協同組合、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、関西アーバン銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

(3) 納期限までに納めてください

納期限を過ぎると督促料や延滞金がかかります。また、未納があると期限

5 軽減措置

(1) 所得が少ない世帯

所得が少ない世帯は、均等割と平等割が軽減されます。

ただし、この軽減は所得の申告がない世帯には適用できません。所得が無くて確定申告をしていない場合は、「町・府民税申告」をしてください。

(2) 国保から後期高齢者医療保険に移行された場合

国保加入者が75歳を迎えて後期高齢者医療保険に移行し、その世帯に引き継ぎ国保加入者がいる場合、平等割が5年間は1/2軽減、6年目～8年目の間は1/4軽減されます。

(3) 社会保険から後期高齢者医療保険に移行された場合

社会保険加入者が後期高齢者医療保険に移行し、その被扶養者であった65歳以上の方が国保に加入する場合、軽減が適用されます。この軽減を受けるには届出が必要です。

(4) 倒産、解雇などで離職した場合

倒産、解雇、雇止めなど事業主の都合（非自発的理由）により離職した場合は、届出をしてください。

【軽減の対象者】

- ① 離職日に65歳未満②事業主の都合により離職又は雇止めにより離職した方

(5) 災害などにより生活が著しく困難になられた方への減免制度

減免の対象となる場合がありますので、納期限までにご相談ください。

- 震災、風水害等の災害を受けた方
- 2級以上の身体障がい者手帳、恩給法戦傷病者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方

● 前年（平成29年）中に居住用の不動産売却益などの譲渡所得が発生された方

6 就職などにより社会保険に加入した方は届出を!

国保脱退の手続きをしないと国保税がかかります。社会保険に加入した場合は、「社会保険と国保の保険証」と印かんを持って役場で手続きし

7 「還付金詐欺」にだまされないで!

府内各地で役場等の職員を騙った詐欺が後を絶ちません。

「国保税の還付があるので、今から言う電話番号にすぐに電話をしてほしい」、「すぐにATMで手続きをしてほしい」といった電話があっても、慌てず、いったん電話を切って、家族や警察、町役場などに相談してください。

また、心当たりがある場合でも、言われた電話番号にかけなおさず、自分で番号を調べてかけなおすようにしてください。

なお、役場から電話で口座番号を聞いたたり、ATMでの国保税の還付を行うことはありません。役場からは文書でお知らせするので、郵送物は必ず開封してお読みください。